

つみたて投資サービス利用約款

(約款の趣旨)

- 第1条 本約款は、「投信総合取引約款」第2条第4項に基づき、お客様がfundnote株式会社（以下、「当社」といいます。）に「つみたて投資サービス」をお申込みいただく際の取引等に関する取決めです。
- 2 「つみたて投資サービス」の利用をお申込みされるお客様は、その内容を十分に理解し、お客様自らの判断と責任において利用するものとします。
- 3 お客様と当社の間における各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項について、本約款に定めがない場合には、「投信総合取引約款」をはじめ「約款・規程集」の他の約款および規程、「目論見書」、関連諸法令の定めるところによるものとします。

(「つみたて投資サービス」)

- 第2条 「つみたて投資サービス」は、毎月当社があらかじめ指定する日（以下、「指定日」といい、「引落日」という場合があります。）に、お客様にお届けいただいた金融機関口座から、お客様にあらかじめご指定いただいた金額を引き落とし、当社への入金確認後、当社所定の日を申込受付日として、あらかじめご指定いただいた投資信託（以下、「指定銘柄」といいます。）を継続して購入するサービスをいいます。
- 2 「指定日」は毎月27日とします（金融機関が休業日の場合は、翌営業日とします。）。
- 3 「つみたて投資サービス」によりお買付け可能な投資信託（以下、「取扱銘柄」といいます。）は、別途当社が定めるものとします。

(お申込み)

- 第3条 当社の「投信総合取引口座」を開設済のお客様には、次の各号による方法によりお申込みをいただき、当社がこれを承諾した場合に「つみたて投資サービス」をご利用いただけます。
- (1) 当社所定の「つみたて投資サービス申込書」によるお申込み（なお、法人のお客様におかれましては、「総合届出印」と同一のものを「届出印」としてお届けいただくものとします。）
- (2) 「直販投信サービス」の利用によるお申込み（「指定金融機関」のお届けを含みます。）
- 2 「つみたて投資サービス申込書」によるお申込みの場合は、「預金口座振替依頼書自動払込利用申込書」により、お申込みと同時に「指定金融機関」をお届けいただきます。
- 3 前項に規定する「預金口座振替依頼書自動払込利用申込書」に捺印する印鑑は、「指定金融機関」への届出印とします。なお、指定可能な金融機関は、当社が指定する「収納代行会社」において引落し可能な金融機関とします。
- 4 お客様は、一定額の積立金額（以下、「払込金」といい、「引落金額」という場合があります。）を指定して、お申込みを行っていただくものとします。なお、各「取扱銘柄」の「払込金」の額は、10,000円以上1円単位とします。
- 5 お客様は、「つみたて投資サービス」による同一の投資信託の継続的な買付けに際し、法令諸規則その他の定めにより改めて交付する必要がある場合を除き、買付けの都度、投資信託説明書（交付目論見書）の交付を受けないことに同意するものとします。ただし、法令諸規則その他の定めにより交付が必要となる場合その他当社が必要と認める場合には、当社は最新の投資信託説明書（交付目論見書）を交付します。

(引落しの開始)

- 第4条 原則として以下に定める日までに、当社がお申込みをお受けした場合には、翌月の「指定日」より「指定金融機関」からの引落しを開始します。
- (1) 「つみたて投資サービス申込書」によるお申込みの場合
毎月15日（休業日の場合には、その翌営業日）
- (2) 直販投信サービスからお申込みの場合
毎月23日（休業日の場合には、その前営業日）
- 2 前項にかかわらず、事務上やむを得ない事由がある場合には、当社は受付締切日を変更することがあります。

(引落しの中止)

- 第5条 当社は、お客様の「指定金融機関」から「指定銘柄」のお買付けのための「払込金」の引落しが連続して3ヵ

月でできなかった場合、または指定銘柄に係る「投資信託説明書（交付目論見書）」の改定後の最新版の交付が必要である場合に事前に交付できなかったときには、引落しのお取扱いを中止します。

- 2 前項のほか、お届出事項の変更があったにもかかわらず当該変更に係るお届けがない場合、その他本約款に基づくご購入の継続が不適切であると認められる場合に、当社の判断により引落しのお取扱いを中止することがあります。
- 3 お買付けを再開される場合には、当社所定の手続によりお申し出いただきます。

（金銭の払込）

第6条 「払込金」は、お客様の「指定銘柄」の買付けのため、「指定日」に「指定金融機関」から、当社があらかじめ指定する「収納代行会社」を通じて引落としします。

- 2 「指定銘柄」が2銘柄以上の場合においては、合計額を「払込金」として引落としします。
- 3 「指定金融機関」の残高が「払込金」に満たない場合には、引落とししません。
- 4 「指定金融機関」からの引落手数料は、当社負担とさせていただきます。

（買付）

第7条 収納代行会社を通じた「払込金」の振替が行われる「指定日」翌日から6営業日目をお申込受付日として、目論見書の記載事項に従った基準価額で買付けを行います。

- 2 「払込金」の引落しができなかった場合には、買付けを行いません。

（お申込内容の変更・休止）

第8条 お客様の「つみたて投資サービス」のお申込み内容の変更および払込みの休止等は、当社所定の手続によってお申し出いただきます。

（1）書面によるお申込みの場合

- ①「指定銘柄」、「払込金」の変更および休止は、当社が毎月5日（休業日の場合には、その翌営業日）までにお受けした場合、当月の「指定日」から変更後の内容でのお取扱いをします。
- ②「指定金融機関」の変更は、当社が毎月15日（休業日の場合には、その翌営業日）までにお受けした場合、翌月の「指定日」から変更後の内容でのお取扱いをします。

（2）「直販投信サービス」からお申込みの場合

- ①「指定銘柄」、「払込金」の変更および休止は、当社が「指定日」の7営業日前の16：00までにお受けした場合、当月の「指定日」から変更後の内容でのお取扱いをします。
- ②「指定金融機関」の変更は、当社が毎月23日（休業日の場合には、その前営業日）までにお受けした場合、翌月の「指定日」から変更後の内容でのお取扱いをします。

- 2 前項にかかわらず、事務上やむを得ない事由がある場合には、当社は受付締切日を変更することがあります。

（お客様へのご通知）

第9条 当社は、「つみたて投資サービス利用約款」に基づくお取引の明細および残高について、「投信総合取引約款」第5章に基づき、ご通知します。

（「取引銘柄」からの除外）

第10条 当社は、「取扱銘柄」が次の各号のいずれかに該当したときに、当該「取扱銘柄」を「つみたて投資サービス利用約款」に基づく「指定銘柄」の対象から除外することができるものとします。

（1）償還されることになったときもしくは償還されたとき

（2）募集の停止、信託約款の変更、運用状況、法令諸規則その他の事情により、当社が「つみたて投資サービス」における取扱いを継続することが適当でないと合理的に判断したとき

2 当社は、前項により「取扱銘柄」を除外する場合には、やむを得ない場合を除き、あらかじめ当社所定の方法によりお客様に通知します。

（「つみたて投資サービス利用契約」のご解約）

第11条 「つみたて投資サービス利用契約」は、次の各号のいずれかに該当したときに、解約されるものとします。

（1）「投信総合取引約款」に基づく投信総合取引口座が解約されたとき

（2）お客様から当社所定の手続により、「つみたて投資サービス利用契約」のご解約のお申し出をお受けしたとき

- (3) お客様による第8条に基づく休止の場合を除き、3ヵ月以上連続してお買付けが行われず、当社が解約することが相当であると認めたとき
 - (4) お客様について相続の開始があったことを当社が知ったとき
 - (5) 当社が「つみたて投資サービス」を営むことができなくなったとき
 - (6) その他やむを得ない事由により、当社が「つみたて投資サービス利用契約」の解約を申し出たとき
- 2 当社が、以下の日までに解約のお申込みをお受けした場合には、当月の指定日の引落しは行いません。
- (1) 書面によるお申込みの場合、毎月5日（休業日の場合には、その翌営業日）
 - (2) 直販投信サービスからお申込みの場合
「指定日」の7営業日前の16：00
- 3 前項にかかわらず、事務上やむを得ない事由がある場合には、当社は受付締切日を変更することがあります。

(免責事項)

第12条 当社は、次の各号に該当した場合にお客様に生じた損害については、その責任を負いません。

- (1) お客様からご提出いただいた書類等にご捺印された印影について、「総合届出印」と相違ないものと認めて当サービスにかかる取扱いを行ったこと、または行わなかったことにより生じた損害
 - (2) 「直販投信サービス取扱い規程」に定める方法により本人確認を行った結果、本人と相違ないものと認めて当サービスにかかる取扱いを行ったこと、または行わなかったことにより生じた損害
 - (3) お客様のお申込み内容に従って振替等の請求を行ったことにより生じた損害
 - (4) 振替等が行われた買付代金が当社に入金するまでに生じた損害、または当該代金の当社への入金が遅延したことにより生じた損害
 - (5) 天災地変、通信障害、金融機関、収納代行会社その他第三者の事情その他当社の責めに帰すべき事由によらず、当社が当サービスを行うことができなくなったことにより生じた損害
- 2 前項の規定は、当社の故意または重大な過失によりお客様に生じた損害については適用しません。

以上

2026年9月20日制定